

MFJ国内規律裁定委員会 指訴結果公示

1. 件名 2025 全日本トライアル選手権シリーズ第7戦 和歌山・湯浅大会 (開催日10月26日)
IASクラス 暫定リザルトの裁定に関する控訴について

2. 控訴人 武田 呼人 氏 TEAM MITANI Honda

3. 被控訴人 全日本トライアル選手権シリーズ 第7戦 和歌山・湯浅大会 大会審査委員会

4. 控訴理由

控訴人は、SS1において減点1点の判定を受けたゼッケン2番のパンチカードにミスが発生していること、および減点1点は事実であるためパンチカードに記録された点数ではなく判定結果を優先すべきであり、第7戦和歌山・湯浅大会のリザルト改訂を求めて控訴した。

5. 控訴人の主張

- SS1の判定は減点1となっており、パンチミスを修正して控訴人が3位、ゼッケン2番が4位となるのが正しい。
- 競技規則12-2-7に記載のある「セクション審判員（オブザーバー）が、手またはプラカードで示す減点は暫定的なものであり、パンチカードなど記録用紙に記したものが、そのセクションにおける最終的な結果である。暫定的な表示から結果が変更されたり、競技監督から追加減点が通告される場合がある」の記載にある「パンチカードなど記録用紙に記したものが、そのセクションにおける最終的な結果である。」を最上位の判断とするのではなく「競技監督から追加減点が通告される場合」に該当するはずである。
- パンチカードは選手とパンチをした人間のみ知る事実であるため、運用方法によって選手とパンチ担当が申し合せれば不正が成立する可能性も否定できない。現規則では間違いを指摘できるわけもなく、現実に即した競技環境に対応した内容とはいえない。
- このような間違いを認められないのは、スポーツの最終判定いえず、プロとしてトライアル人生に挑む選手に対して、競技にかける思いに応える裁定とはならない。
- 明らかな間違いを間違いと認められない規則は不合理な規則である。

6. 裁定

MFJ国内規律裁定委員会は、聴聞会で控訴側、被控訴側双方から示された証拠・証言に基づき審議し、本件、控訴人の主張は、棄却と判断された。

7. 裁定理由

大会審査委員会は、現行の規則12-2-7「セクション審判員（オブザーバー）が手またはプラカードで示す減点は暫定的なものであり、パンチカードなど記録用紙に記したものが、そのセクションにおける最終的な結果である。」と第3戦もてぎ大会において発行された公式通知No. 12「パンチミス発生時の対応について：次のセクションにトライした以降は修正できない。」に基づいて裁定を行っている。これは当該大会における他の選手に対しても同様に適用されており、また、他の全日本トライアル選手権大会においても原則同じ対応が行われている。

全日本トライアル選手権のライダーズミーティングにおいて改めて規則の確認、その運用について説明を行っておりライダーには周知されているものと考えられる。

控訴人が問題視している「競技監督からの追加減点が通告される場合がある」については、ライダーまたはアシスタントがセクションを故意に改変した場合、あるいは競技役員に対して暴言・不当な行為を行った場合などに適用してきたことを踏まえ、本件については適用されない。

ただし、現行規則および規則の運用方法には、競技運営の実態や公平性の観点から見直す余地があることも事実である。また、該当大会において競技団は規則の周知およびパンチミス発生を防止するための指導が十分でなかったとも考える。

黒山健一選手については聞き取りの結果、パンチが打たれたこと自体は確認されたものの、その内容が正確に記録されているかについての確認が十分でなく、13-4「セクションでのパンチの点数は、その場でライダーが確認しなければならない。」の規則に基づく確認義務が適切に履行されていなかつ

たものと認められる。

したがって控訴は棄却するが、以下の対応を行う。

-MFJトライアル委員会に対し規則の見直し、再発防止策の提出

-第7戦和歌山・湯浅大会の競技団に訓戒

-黒山健一選手に訓戒

以上を国内規律裁定委員会の最終決定とする。

●付記事項

- 1) 本裁定結果はMFJ ホームページにて公示する。

MFJ 国内規律裁定委員会

道上 耕司

上村 誠児

亀谷 長純